「R6年4月1日より以下の利用料金へ変更」

◆短期入所療養介護 利用料金

①基本料金(単位=円、税込)

*個 室

第4段階(標準)

要介護度		1	2	3	4	5
	1割	917	995	1,064	1,126	1,186
介護保険負担分	2割	1,834	1,990	2,127	2,252	2,372
	3割	2,751	2,985	3,191	3,377	3,558
個室料金	Ì			1,029		
滞在費		1,640				
食事代				1,445		
日用品費	Ì			150		
教養娯楽	費			150		
	1割	5,331	5,331 5,409 5,47			5,600
1日あたりの合計	2割	6,248	6,404	6,541	6,666	6,786
	3割	7,165	7,399	7,605	7,791	7,972

第3段階(1)(世帯全員が市町村民税非課税で本人の合計所得+課税年金収入が80万円以上120万以下の方)

要介護度	1	2	3	4	5
介護保険負担分	917	995	1,064	1,126	1,186
個室料金			1,029		
滞在費			1,310		
食事代			1,000		
日用品費			150		
教養娯楽費			150		
1日あたりの合計	4,556	4,634	4,703	4,765	4,825

_ 第3段階(2)(世帯全員が市町村民税非課税で本人の合計所得+課税年金収入が120万以上の方)

要介護度	1	2	3	4	5
介護保険負担分	917	995	1,064	1,126	1,186
個室料金			1,029		
滞在費			1,310		
食事代		·····	1,300		
日用品費			150		
教養娯楽費			150		
1日あたりの合計	4,856	4,934	5,003	5,065	5,125

第2段階(世帯全員が市町村民税非課税で本人の合計所得+課税年金収入が80万円以下の方)

要介護度	1	2	3	4	5
介護保険負担分	917	995	1,064	1,126	1,186
個室料金			1,029		
滞在費			490		
食事代			600		
日用品費			150		
教養娯楽費		-	150		
1日あたりの合計	3,336	3,414	3,483	3,545	3.605

要介護度	1	2	3	4	5
介護保険負担分					
個室料金					
滞在費					
食事代					
日用品費					
教養娯楽費					
1日あたりの合計					

「令和6年4月1日より以下の利用料金へ変更」

◆短期入所療養介護 利用料金

①基本料金(単位=円、税込)

*多床室(4人部屋)

第4段階(標準)

要介護度		1 2 3 4 5				5
	1割	1,005	1,086	1,154	1,215	1,277
介護保険負担分	2割	2,009	2,172	2,309	2,431	2,555
	3割	3,014	3,257	3,463	3,646	3,833
個室料金	λ.					
滞在費		450				
食事代				1,445		
日用品費	וויייי			150		
教養娯楽	費			150		
	1割	3,200 3,281 3,349 3,410				3,472
1日あたりの合計	2割	4,204	4,367	4,504	4,626	4,750
	3割	5,209	5,452	5,658	5,841	6,028

第3段階(1)(世帯全員が市町村民税非課税で本人の合計所得+課税年金収入が80万円以上120万以下の方)

要介護度	1	2	3	4	5
介護保険負担分	1,005	1,086	1,154	1,215	1,277
個室料金					
滞在費			370		
食事代			1,000		
日用品費			150		
教養娯楽費			150		
1日あたりの合計	2,675	2,756	2,824	2,885	2,947

第3段階(2)(世帯全員が市町村民税非課税で本人の合計所得+課税年金収入が120万円以上の方)

要介護度	1	2	3	4	5
介護保険負担分	1,005	1,086	1,154	1,215	1,277
個室料金		1			
滞在費			370		
食事代			1,300		
日用品費			150		
教養娯楽費			150		
1日あたりの合計	2,975	3,056	3,124	3,185	3,247

第2段階(世帯全員が市町村民税非課税で本人の合計所得+課税年金収入が80万円以下の方)

要介護度	1	2	3	4	5
介護保険負担分	1,005	1,086	1,154	1,215	1,277
個室料金					
滞在費			370		
食事代			600		
日用品費			150		
教養娯楽費			150		
1日あたりの合計	2,275	2,356	2,424	2,485	2,547

要介護度	1	2	3	4	5
介護保険負担分	1,005	1,086	1,154	1,215	1,277
個室料金					
滞在費			0		
食事代			300		
日用品費			150		
教養娯楽費			150		
1日あたりの合計	1,605	1,686	1,754	1,815	1,877

~短期入所療養介護利用料金について~

*在宅復帰・在宅療養支援機能に対する評価で指数が70以上である為、<u>54円/日</u>加算されます。 (在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅱ) *個別リハビリテーションを実施した場合、253円/日が加算されます。

*老短サービス提供体制加算 I 介護職員総数のうち、介護福祉士の占める割合が80%以上配置。24円/日が加算されます。 *老短サービス提供体制加算 I 介護職員総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上配置されている。19円/日が加算されます。

*老短夜勤職員配置加算夜勤を行う介護職員・看護職員の数が、最低基準を1人以上上回っている。26円/日が加算されます。

*入所時および退所時に送迎を行った場合には、<u>片道につき194円、往復388円</u>が加算されます。

サービス提供地域 : 豊中市 ・ 吹田市 ・ 淀川区の一部地域

*療養食の提供を行った場合は、1日に3回につき9円/食が加算されます。(療養食加算)

*食事は喫食分された分のみ請求となります。 (<u>朝食:350円 昼食:545円 おやつ:72円</u> 夕食:478円)

*居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない短期入所療養介護を 緊急に利用した場合、用開始した日から起算して7日 (利用者様の家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日)を限度として、 <u>1日に95円</u>が加算されます。(緊急短期入所受入加算)

*要介護4または5であって厚生労働大臣が定める手厚い医療が必要な状態のある方は <u>126円/日</u>が加算されます。(重度療養管理加算) (該当する方には個別に説明させて頂きます)

*治療管理を目的とした利用者様に対して、投薬、検査、注射、処置などを行い利用者様の主治医に 利用者様の同意を得て診療状況を示す文書を添えて必要な情報をの提供を行った場合、 7日を限度として、290円/日加算されます。(総合医学的管理加算)

*緊急時施設療養費:

入所者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行なわれる次の掲げる医療行為。

 ・緊急時治療管理
 入所者の病状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理として
 投薬、検査、注射、処置等を行なった場合、546円/日(連続する3日を限度)が加算されます。

*介護職員処遇改善加算として介護保険1割負担分総計に対して3.9%が加算されます。

*介護職員等特定処遇改善加算として介護保険1割負担分総計に対して2.1%が加算されます。

*介護職員等ベースアップ等支援加算として介護保険1割負担分総計に対して<u>0.8%が加算されます。</u> *電気代は、コンセント1個につき<u>54円/日</u>が加算されます。

*介護保険負担分には、「在宅復帰在宅療養加算II」が含まれています。 *介護保険負担割合証1割または2割、3割によって利用料金は異なります。

介護老人保健施設 東雄苑豊南 短期入所療養介護 (一部加算内容)

「令和6年4月1日より以下の利用料金へ変更」

◆ 入所利用料金

①基本料金(単位=円、税込)

*多床室(4人部屋)超強化型

第4段階(標準)

要介護	吏					5
	1割	972	1,052	1,123	1,184	1,240
介護保険負担分	2割	1,944	2,104	2,245	2,368	2,479
	3割	2,916	3,156	3,368	3,551	3,719
日用品質	₹			150		
教養娯楽	費			150		
居住費		450				
食費				1,445		
	1割	3,167	3,247	3,318	3,379	3,435
日額合計	2割	4,139	4,299	4,440	4,563	4,674
	3割	5,111	5,351	5,563	5,746	5,914
月額合計 (30日)	1割	95,010	97,410	99,540	101,370	103,050
	2割	124,170	128,970	133,200	136,890	140,220
	3割	153,330	160,530	166,890	172,380	177,420 ~

第3段階(世帯全員が市町村民税非課税で本人の合計所得+課税年金収入が80万円以上の方)

要介護	度	1 2 3 4				5	
介護保険1割	負担分	972 1,052 1,123 1,184 1				1,240	
日用品	費			150			
教養娯楽	發			150			
居住費	ť	370					
食費	(一)	650 -					
食費	(<u>=</u>)			1,360		N MARINE RA	
日額合計	(—)	2,292	2,372	2,443	2,504	2,560	
		3,002	3,082	3,153	3,214	3,270	
月額合計 (30 日)	()	68,760	71,160	73,290	75,120	76,800	
	(二)	90,060	92,460	94,590	96,420	98,100	

第2段階(世帯全員が市町村民税非課税で本人の合計所得+課税年金収入が80万円以下の方)

要介護度	1	2	3	4	5
介護保険1割負担分	972	1,052	1,123	1,184	1,240
日用品費			150		s.
教養娯楽費		t	150		
居住費			370		
食費			390		
日額合計	2,032	2,112	2,183	2,244	2,300
月額合計(30日)	60,960	63,360	65,490	67,320	69,000

要介護度	1	2	3	4	5
介護保険1割負担分	972	1,052	1,123	1,184	1,240
日用品費			150		
教養娯楽費			150		
居住費			0		
食費			300		
日額合計	1,572	1,652	1,723	1,784	1,840
月額合計(30日)	47,160	49,560	51,690	53,520	55,200

「令和6年4月1日より以下の利用料金へ変更」

◆ 入所利用料金

①基本料金(単位=円、税込)

*従来型個室 超強化型

第4段階 (標準).

要介護度		1	2	3	4	5		
	1割	885	964	1,032	1,092	1,150		
介護保険負担分	2割	1,769	1,927	2,064	2,184	2,300		
	3割	2,653	2,890	3,096	3,276	3,450		
日用品	費			150				
教養娯楽	《費	150						
居住費 食費 特別な室料		<u> </u>						
			1割	5,299	5,378	5,446	5,506	5,564
日額合計	2割	6,183	6,341	6,478	6,598	6,714		
	3割	7,067	7,304	7,510	7,690	7,864		
日烟入到	1割	158,970	161,340	163,380	165,180	166,920		
月額合計 (30日)	2割	185,490	190,230	194,340	197,940	201,420		
(001)	3割	212,010	219,120	225,300	230,700	235,920		

第3段階(世帯全員が市町村民税非課税で本人の合計所得+課税年金収入が80万円以上の方)

要介護	度	1	2	3	4	5			
介護保険1割負担分		885	964	1,032	1,092	1,150			
日用品費		150							
教養娯楽	費			150					
居住費	Č		1,310						
食費	(—)			650					
R A	(二)			1,360	en de la constala por la constala de la constala d Esta constala de la c	n se anna an San Anna an Anna an San Anna. Na San Anna an San Anna Anna Anna Anna An			
特別な室料				1,029					
日額合計	()	4,174	4,253	4,321	4,381	4,439			
	(二)	4,884	4,963	5,031	5,091	5,149			
月額合計(30	()	125,220	127,590	129,630	131,430	133,170			
日)		146,520	148,890	150,930	152,730	154,470			

第2段階(世帯全員が市町村民税非課税で本人の合計所得+課税年金収入が80万円以下の方)

要介護度	1	2	3	4	5
介護保険1割負担分	885	964	1,032	1,092	1,150
日用品費			150		
教養娯楽費			150		
居住費			490		
食費			390		
特別な室料		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1,029		
日額合計	3,094	3,173	3,241	3,301	3,359
月額合計(30日)	92,820	95,190	97,230	99,030	100,770

要介護度	1	2	3	4	5
介護保険1割負担分					
日用品費	\square	_			
教養娯楽費					· ·
居住費					
食 費				<	
特別な室料					
日額合計					
月額合計(30日)					

	~入所サービス利用料金について~
*	介護保険負担分には、「在宅復帰在宅療養加算Ⅱ」が含まれています。
*	介護保健負担割合証1割、2割または3割により利用料金が異なります。
*	夜勤職員配置加算・・・26円/日
	* 夜勤を行う介護職員・看護職員の数が、基準以上の人員配置の場合
*	<u>サービス提供体制強化加算 I ・・・2 4 円/日</u>
	* 介護職員総数のうち、介護福祉士の占める割合が80%以上配置、又は、勤続10年以上介護福祉士35%以上配置の場合
*	<u>サービス提供体制強化加算Ⅱ・・・19円/日</u>
	*介護職員総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上配置している場合
*	<u>サービス提供体制強化加算Ⅲ・・・7円/日</u>
	* 介護職員総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上配置、又は、看護・介護職員総数のうち、常勤職員の占める割合が75%以上、又は、勤続7年以上が80%以上いずれか該当している場合
*	
	* 在宅復帰を支援し、算定に必要な基準数が70以上の場合
*	
*	<u>介護職員処遇改善加算Ⅲ・・・1.6%</u> *介護保険各サービス負担分総計に対して加算されます。 (令和6年5月まで) (6月以降変更あり)
ماد	* 介護保険谷り こく負担力総計に対して加身されます。 (市和6年5月まで)(6月以降変更のり) 特定処遇改善加算 I ・・・2.1%
*	特定処遇改善加算Ⅱ・・・1.7%
*	<u>特定処週以普加昇工・・・1. (/ ^)</u> *介護保険各サービス負担分総計に対して加算されます。(令和6年5月まで)
*	* 「設保硬谷」 - こく負担力総計に対して加昇されます。(市和6年5月まで) ベースアップ等支援加算・・・0.8%
Ť	<u>************************************</u>
*	* 1 護保険各リービス負担力総計に対して加算されます。(市和6年5月まで) 初期加算 I ・・・64円/日
Ŧ	*急性期医療を担う医療機関からの一般病棟への入院後、30日以内に退院し入所された場合。
	* 念住病医療を担う医療破壊がらの一般病様、の人院後、30日以内に医院し人所された場合。 * 入所後30日以内の期間
*	初期加算Ⅱ・・・32円/日
T	* 入所後30日以内の期間
*	短期集中リハビリテーション実施加算 I・・・272円/日
-1-	※入所日から3ヶ月間、週3日以上のリハビリテーションを実施した場合
	*原則、入所時及び1月に1回以上評価、結果等の情報を厚生労働省に提出し、必要に応じてリハビリ計画を見直している場合
*	短期集中リハビリテーション実施加算Ⅱ・・・211円/日
	*入所日から3ヶ月間、週3日以上のリハビリテーションを実施した場合
*	認知症短期集中リハビリテーション実施加算I・・・253円/日
	*入所日から3ヵ月間、最大で週3日を限度に認知症短期集中リハビリテーションを実施した場合
	*適切にリハビリ担当者を配置し、入所者が退所後に生活する居宅又は社会福祉施設等を訪問し、生活環境を踏まえたリハ計画を作成
*	認知症短期集中リハビリテーション実施加算Ⅱ・・・127円/日
	*入所日から3ヵ月間、最大で週3日を限度に認知症短期集中リハビリテーションを実施した場合
*	療養食加算・・・7円/1食
	* 療養食の提供を行った場合
*	経口維持加算 I ・・・4 2 2 円/月
	*各職種が共同して、入所者ごとに経口による食事を継続できるよう支援した場合
*	褥瘡マネジメント加算 I・・・4円/月
	*褥瘡発生予防のため、定期的な評価を行い、必要時には計画を作成した場合
*	褥瘡マネジメント加算Ⅱ・・・14円/月
	*褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者等について、褥瘡の発生のない場合
*	外泊時加算・・・382円
	*外泊された場合、外泊初日と最終日以外は加算されます。(月6日まで)
	介護老人保健施設 東雄苑豊南 入所 重要事項説明書

- * <u>栄養マネジメント強化加算・・・12円/日</u>
 *低栄養状態のリスクが高い入所者に対し、医師、管理栄養士、看護師等が共同し栄養ケア計画作成し定期的な評価を行う場合
 *低栄養状態のリスクが低い入所者にも、食事の際に変化を把握し、早急に対応できている場合
- * <u>再入所時栄養連携加算・・・211円/回</u> *入院した後、再入所する際に特別食等が必要であり、入院先の管理栄養士と連携し栄養ケア計画を作成した場合(1回を限度)
- * <u>退所時栄養情報連携加算・・・74円/月</u> *特別食を必要とする入所者又は低栄養状態にあると医師が判断した入所者について、退所先へ情報提供した場合
- * 排せつ支援加算 I・・・11円/月 *排泄に介護を要する利用者へ計画書作成し、定期的な多職種での評価を行った場合
- <u>排せつ支援加算Ⅱ・・・16円/月</u>

 * 排泄に介護を要する利用者へ計画書作成し、定期的な多職種での評価を行い、入所時と比較し改善している場合
- 非せつ支援加算Ⅲ・・・22円/月
 *排泄に介護を要する利用者へ計画書作成し、定期的な多職種での評価を行い、入所時と比較し改善しており
 安定し、おむつ使用から使用なしに改善している場合
- * 入所前後訪問指導加算 I 1 ・・・ 4 7 5 円/回
 * 入所予定日前30日以内または、入所後7日以内に退所後生活される居宅を訪問した場合
- * <u>訪問看護指示加算・・・317円/回</u>
 *介護老人保健施設より交付した場合
- * <u>退所時情報提供加算 I ・・・527円/回</u> *居宅へ退所する利用者等の主治医に対し必要な診療情報(心身の状況、生活歴、認知機能等)を示す情報提供した場合
- * 退所時情報提供加算Ⅱ・・・264円/回
 * 医療機関へ退所する利用者等の主治医に対し必要な診療情報(心身の状況、生活歴、認知機能等)を示す情報提供した場合
- * 入退所前連携加算 I・・・633円/回
 *入所予定日前30日以内または、入所後30日以内に、居宅介護支援事業所と連携し、退所後の居宅サービス等の利用方針を定める場合
 *入所者が退所後に居宅サービス等を利用する場合、必要な情報提供を行い、居宅介護支援事業所と連携し利用に関する調整を行った場合
- * <u>かかりつけ医連携調整加算 I 1 ・・・148円/回</u>
 *施設医師とかかりつけ医と連携して薬剤調整を行った場合
- * <u>かかりつけ医連携調整加算 I 2 ・・・7 2 円/回</u>
 *施設医師にて薬剤調整を行った場合
- * <u>かかりつけ医連携調整加算Ⅱ・・・253円</u>
 *施設医師と入所前の主治医と連携して薬剤調整を行い、入所者の服薬情報等を厚生労働省に提出し、
 処方に当たって、その他薬物療法の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している
- * <u>かかりつけ医連携調整加算Ⅲ・・・106円</u>
 *施設医師と入所前の主治医と連携して薬剤調整を行い、情報を活用。
 *処方する内服薬の減少について、施設医師とかかりつけ医が共同し入所時の内服薬を減少され、退所時の内服薬を減少している場合
- * <u>所定疾患施設療養費 I ・・・252円/回</u> (1月に1回、連続する7日を限度) *入所者に対し、投薬、検査、注射、処置等を行った場合(肺炎、尿路感染、帯状疱疹、蜂窩織炎、慢性心不全の増悪に対する医療行為)
- * <u>所定疾患施設療養費Ⅱ・・・506円/回</u>
 (1月に1回、連続する10日を限度)
 *上記に加え、感染症対策体制が強化された場合
- * <u>ターミナルケア加算11・・・76円/日</u> *死亡日以前31日以上45日以下
- * <u>ターミナルケア加算21・・・ 169円/日</u> *死亡日以前4日以上30日以下
- * <u>ターミナルケア加算31・・・ 960円/日</u> *死亡日以前2日又は3日
- * <u>ターミナルケア加算41・・・ 2,003円/日</u> *死亡日

- * <u>リハビリテーションマネジメント計画書情報加算 I ・・・56円/月</u> *ロ腔衛生管理加算 I 及び栄養マネジメント強化加算を算定しており、各関係職種の間で情報共有し、必要に応じ計画を見直し、実施のために必要な情報を活用していること
- * <u>リハビリテーションマネジメント計画書情報加算Ⅱ・・・35円/月</u> *必要に応じ計画を見直し、実施のために必要な情報を活用していること
- <u>口腔衛生管理加算I・・・116円/月</u>

 * 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、入所者の口腔衛生等の管理に係る計画が作成されていること

 * 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔衛生等の管理を月2回以上行う

 * 歯科衛生士が計画について、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行う

 * 歯科衛生士が、計画における入所者の口腔に関する介護職員からの相談等に応じ対応する

 * 入所者ごとの計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、実施にあたり、当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること
- * <u>安全対策体制加算・・・22円/回 (入所時)</u> *外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること
- * 協力医療機関連携加算1・・・106円/月 (令和7年3月31日まで) (令和7年4月以降変更あり)
 - *協力医療機関の要件をみたし、情報共有する会議を定期的に開催している
- * 協力医療機関連携加算2・・・6円/月 *それ以外
- * <u>高齢者等感染対策向上加算 I ・・・11円/月</u> *感染対策の実施や感染症発生時に感染者の対応を行う医療機関との連携体制を確保し、研修又は訓練に参加し指導及び動音を受け、感染した入所者に対して適切に医療が提供される体制が対応できている
- * <u>高齢者等感染対策向上加算Ⅱ・・・6円/月</u>
 *加算の届出を行った医療機関から定期的に感染発生の指導を受けている
- * <u>生産性向上推進体制加算 I ・・・106円/月</u>
- * <u>生産性向上推進体制加算Ⅱ・・・ 11円/月</u>
 * 厚労省への届出を行い、要件をみたす場合
- * <u>認知症チームケア推進加算 I ・・・1 5 9 円/月</u>
- * 認知症チームケア推進加算Ⅱ・・・127円/月
 *認知症チームケアに対し、研修・評価等、要件をみたす場合
- <u>自立支援促進加算・・・317円/月</u>

 * 医師が自立支援のために医学的評価を行い、特に支援が必要であると判断された利用者に対し、

 多職種が共同して、計画書を作成しケアを行い定期的に見直しを行った場合
- * 科学的介護推進体制加算 [・・・43円/月]
 - *入所者・利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る 基本的な情報を、厚生労働省に提出していること
 - *必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報その他サービスを適切に かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること
- * <u>科学的介護推進体制加算Ⅱ・・・64円/月</u>
- *入所者・利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る 基本的な情報に加えて、疾病の状況や服薬情報等の情報をを、厚生労働省に提出していること
 - *必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報その他サービスを適切に かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること

※ その他の費用 ≈
 * <u>電気代・・・54円/日</u>

- *テレビは個室のみ持ち込み可能。 ラジオ (コンセント使用)、電気毛布、その他電化製品 (持ち込み不可のものあり)
 * <u>理美容・・・ 自費</u>
 *費用については、入所時確認下さい。 月1回訪問理美容
- * 洗濯・・・ リース(687円/日)・私物洗濯(1,100円/回)

介護老人保健施設 東雄苑豊南 入所 重要事項説明書